



(大阪経由)

(平成 31 年 2 月 28 日付け大運輸第 6418 号進達)

近運自二第 6 号

許 可 書

三水 株式会社

平成 31 年 2 月 26 日付けをもって申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業は、下記のとおり許可する。

記

1. 営業区域

大阪市域交通圏

2. 条件

(1) 業務の範囲

- ①運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものに限る。
- ②特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成 26 年国土交通省告示第 56 号）第 2 条第 3 号に規定する運送に限る。

(2) 使用する事業用自動車

道路運送法施行規則第 4 条第 8 項第 3 号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成 26 年国土交通省告示第 59 号）第 1 号に規定する事業用自動車

(3) 輸送に使用する事業用自動車に表示すべき項目と表示方法

- ①事業者の氏名、名称又は記号
- ②「限定」
- ③文字の大きさは一文字縦横 3.5 センチメートル以上の横書き、記号については縦横 5 センチメートル以上とし、ペンキ又は容易に剥がれないステッカーにより、車体の両側面に外部から容易に判別できるように行うこと。

(4) 許可後 6 ヶ月以内に事業を開始すること。

(5) 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等（健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険）に加入すること。

令和元年 5 月 29 日

近畿運輸局長 八木 一 夫

